

別紙②

品種の出願名称候補応募に当たっての注意事項

- 1 名称の応募に当たっては、以下の点が望まれますので御留意ください。
 - 皆様に親しまれ、呼びやすく、他品種と紛らわしくない名称とする。
 - 品種の特性をよく表している名称
 - 印象的な名称
- 2 名称は、原則として漢字、ひらがな、カタカナで表記してください。
なお、アラビア数字は、漢字、ひらがな、カタカナと組み合わせて記号として用いる場合に限り使用できます。（ローマ数字は使用不可。）
- 3 下記の名称は、名称として使用できませんので御注意ください。
 - 既に登録済みの品種・商標と同じ名称や類似した名称
 - 著名な商標や人名を含む名称
 - 出願品種に関して誤認を招くおそれがある名称
(例：青くないのに「〇〇ブルー」等)
 - 出願品種の属する植物名が含まれる名称
(例：りんごの品種名に「〇〇りんご」、「りんご〇〇」)
 - 「」（）・、。／～などの記号を含む名称

※詳しくは「農林水産省品種登録ホームホームページ」（名称審査）をご覧ください。（<https://www.maff.go.jp/shokusan/hinshu/index.html>）

- 4 ご応募いただいた名称は種苗法及び商標法上の名称チェックを行い、長野県職務育成品種審査会で出願名称を決定します。
- 5 ご応募いただいた名称に係る一切の権利は、長野県に帰属するものとします。
また、ご応募いただいた名称をもとにして、県において新たな名称を考案する場合があります。
- 6 応募いただいた名称の採否については、名称に係る権利を適切に保護する必要があるため、名称の公表をもって替えさせていただきます。
- 7 応募用紙等に記載の氏名、住所、電話番号等の個人情報は、今回の募集に関する問い合わせのみに使用し、それ以外の目的では使用しません。